

新宿区教育委員会会議録

平成31年第2回臨時会

平成31年3月27日

新宿区教育委員会

平成31年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成31年3月27日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	今 野 雅 裕
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

欠席者

教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	志 原 学	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第14号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を  
改正する規則
- 日程第2 第15号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第16号議案 平成32年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択手続きにつ  
いて

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成31年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、菊田委員、古笛委員が欠席をしておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いをいたします。

○星野委員 はい。

---

◎ 第14号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第15号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第16号議案 平成32年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択手続きについて

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第14号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第15号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第16号議案 平成32年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択手続きについて」を議題とします。

それでは、第14号議案から第16号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第14号議案から第16号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

まず、第14号議案、新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件につきましては、非常勤職員の職の新設に伴い、報酬の額を定める別表を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、教育行政推進員（丁）及び部活動指導員（甲・乙）の職が設置されることに伴い、それぞれの職及び報酬の額を別表に定めるものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

こちらが職及びその報酬額を定めた別表となっております。それぞれ非常勤職員の職ごとに報酬額が規定されており、表の上から2段目の教育行政推進員の中に網かけのとおり

「丁」を追加するものでございます。

こちらの「丁」は、現行の教育行政推進員の勤務時間が週30時間であるため、新たに週の勤務時間を24時間とする職として設置し、勤務時間に合わせた報酬額を17万3,400円と定めるものでございます。

次に、表の中段、網かけ部分のとおり、部活動指導員「甲」「乙」を新設いたします。

甲と乙は、それぞれ勤務時間、勤務内容等に違いがあるため、報酬額につきましては、甲を22万8,600円、乙を7万6,340円とするものです。

附則といたしまして、本規則の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものです。

1枚目の議案文にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由ですが、新宿区教育委員会非常勤職員の職の新設に伴い、報酬の額を定める別表を改定する必要があるためでございます。

それでは、再度、議案概要にお戻りいただきまして、次に第15号議案、新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてです。

本件は、学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行により、紙の教科書にかえて、学習者用デジタル教科書の使用が認められることとなるため、新宿区立学校の管理運営に関する規則の教材に関する規定についても、所要の改正を行うものでございます。

それでは、こちらも新旧対照表をごらんください。

まず、第13条から第15条までが教材に関する規定を定めている部分となりますが、第13条第1項に、新たに学習者用デジタル教科書の使用について規定をするものです。

なお、学習者用デジタル教科書につきましては、あくまでも紙の教科書のかわりとして使用されるものであることから、定義規則といたしまして、ここでは教科書代替教材として定めるものとし、同条第2項においても文言の整理を行うものでございます。

次の第14条においては、文言の整理を行うほか、学習者用デジタル教科書は紙の教科書と異なり、無償供与の対象とならないため、補助教材と同様に、第2項において経済的負担について考慮する旨を規定するものです。

第15条においても文言の整理を行うほか、第1項において、学習者用デジタル教科書を使用する場合には、30日前までに委員会の承認を受けなければならないことを規定します。

また、第2項第1号において、継続使用の場合についても、14日前までに委員会に届け出

なければならぬ旨、規定をするものです。

附則といたしまして、本規則の改正は、平成31年4月1日から施行するものです。

議案文1枚目にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由ですが、学校教育法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続いて、第16号議案、平成32年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択手続きについて、御説明いたします。

本件は、平成32年度に新宿区立中学校において使用する教科用図書の採択に際し、教科用図書審議委員会における調査手続きについて定めるものです。

なお、教科用図書の採択手続きの詳細につきましては、この後、教育指導課長より御説明させていただきます。

○**教育指導課長** 私から、平成32年度使用新宿区立中学校の採択手続きについて、御説明をさせていただきます。

新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱が参考資料としてございます。

要綱の第4条では、教科用図書を採択しようとする場合には、教科用図書審議委員会を設置し、全ての教科用図書に関する調査・審議を答申するよう諮問するとされ、第5条の第3項(1)に、審議委員会の下部組織として教科用図書調査委員会を設置し、第5条の第3項(2)に示されているように、全ての教科用図書について調査及び資料作成を依頼することとされています。

平成32年度に使用する教科用図書は、平成30年度に教科書検定を受けた教科用図書のうちから採択を行います。

平成30年度の教科書検定では、審議に至る新たな図書(新しい教科書)の申請がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。

よって、今回の採択においては、審議委員会では平成26年度検定合格図書等については、既に全ての教科用図書について調査委員会の調査及び調査資料の作成を行っているため、改めて調査及び調査資料の作成は依頼せず、平成27年度に行った教科書採択の資料を使用して、平成31年度の教科用教科書採択を行います。

ただし、平成31年度に行う現在使用している教科書に関する学校調査の結果、調査委員会の調査が必要と判断された場合は、この限りではございません。

以上が、今回の教科用図書の採択の手続きとなります。

○**教育調整課長** それでは、議案文にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由でござい

ますが、平成32年度使用新宿区立中学校教科用図書採択における教科用図書審議委員会調査の手続きを定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第14号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○羽原委員 表の中に、教育委員会審理員というのがありますが、これはどういう方か教えてください。

○教育調整課長 こちらは、不服申し立て等があった場合の審議を行う委員として定められたものでございます。教育委員会の中で必要に応じてお願いをするもので、通常、教育委員会事務局の中にいる人員ではございません。

○羽原委員 まだ置いたことはないのでしょうか。

○教育調整課長 これまでに設置したことはございません。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御質問、御意見がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第14号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○今野委員 教科書代替教材について、4条の2項で「経済的負担については特に考慮」ということでしたけれども、具体的には、例えば1科目で、買うとしたら幾らぐらいするのか、わかっているのでしょうか。

○教育指導課長 デジタル教科書の情報についてですが、実はまだ現時点では、価格等については情報が入ってきておりません。今回の規則改正のにつきましては、今後使用することができるように、という手続の部分を示させていただくために、今回お諮りしているものとなっております。

○今野委員 あらかじめそういった制度をつくっておくということで、当然の対応かとは思いますが。基本的には、紙の教科書と同じ中身か、場合によって資料などが入っていたりするものなのかと思いますけれども、特にいろいろな障害のある方にとってはとても朗報で、積極

的な活用が必要だと思います。今の段階でどのくらいの、どういう活用の仕方を考えているのか。あるいは区全体としてはどのような感じになるのか、ごく一部か、それともある程度広げていくようなことも考えていらっしゃるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○**教育指導課長** 今回、文部科学省から出されております資料等を見ましても、想定しておりますのは、やはり視覚障害であったり、発達障害等の事由によって、通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒を基本として想定しているようです。文字の拡大や音声の読み上げ等により、その困難の程度を低減させる、そういった必要がある場合に使用することを考えております。

内容としましては、基本的には紙の教科書をデジタル化したものとなります。一部、関連の教材等をデジタル化したものが追加されるというような情報もいただいているところではありますが、現時点ではまだその中身について詳細を知ることはできない状況でございます。

○**今野委員** わかりました。

○**羽原委員** 学習者用デジタル教科書の使用については、障害があるような場合を基本に想定しているという御説明で納得はしているんですが、一般の教材として使う場合にも、デジタルというもののプラスとマイナスの両面の効果や影響を十分に検討して導入、使用していただきたいと思います。というのは、デジタルのツールは、どうしても受け身の部分が多くなる。活字の場合は紙とインクでできているけれども、それを読み取るという作業が活字文化の難しいところであり、プラスである。活字の場合は考えながら吸収していくというところが非常に重視されるべきだけれども、このデジタル教科書は、下手に使うと、受け身になるだけで、すーっと抜けていってしまって、考えるという動作が入ってこない。デジタル化の問題点はやはりそこにあると思うんですね。

例えば、携帯電話のメールだと、200文字ぐらいの文章で事が終わってしまう。すると、簡単に言えば、考えるよりは見出しだけで反応する。この単純さが、国語の試験問題あるいは読解力に関する問題のときに、十分に対応しきれないということに関係していると思う。全てがデジタル化のせいではないが、ある程度しっかりとその使い方を認識していかないと、長い目を見たときに、教育上の弊害というものが出てくると思うんですね。障害のあるお子さんたちだけではなくて、視点を一般的に使用するときのプラス面とマイナス面に広げて、ぜひ考えておいてほしいと思います。

○**教育指導課長** ただいま羽原委員から御発言いただきました、デジタルのプラスの側面とマイナスの側面ということにつきましては、日ごろからデジタル教材を扱っていく中でも、十



分に考慮してまいりたいと思います。

また、デジタル教科書につきましては、使用する際には全体の時間の2分の1までという制約も規定されておりますので、そのあたりも十分考慮しながら取り扱ってまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第16号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

---

午後 3時20分閉会